

みやぎビジネスアカデミー（外国人労働者向けプログラム）業務委託企画提案協議に係る質問書への回答

質問内容		回答	回答日
実施要領	<p>該当箇所：実施要領 3 契約上限額</p> <p>質問内容：委託料は業務完了検査に合格した後、精算払により支払うと記載されておりますが、業務完了時に要した費用に関して、提出が必要となる書類についてご教示ください。</p> <p>また、入札額よりも実際に要した費用が下回った場合には、実際に要した費用のみがお支払いの対象となるとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>提出書類について、業務完了時には別紙様式の「委託業務実績報告書」のほか、業務の成果に関する報告書及び取支精算書の提出が必要となります。なお、積算にあたっては「集合形式」と「出前講座形式」をそれぞれ個別に分け、詳細に記載いただくようお願いいたします。</p> <p>また、仕様書の「7その他」のとおり、本委託業務は、国（厚生労働省）の「雇用開発支援事業費等補助金（地域活性化雇用創造プロジェクト）」を活用するものですので、契約書等の支出を証明する各種会計書類など事業実施に係る文書を保存していただくようお願いいたします。</p> <p>実績報告の際に、提出を必須とする書類ではありませんが、県から確認等のため、提出を求める場合がありますので、適切な保管をお願いいたします。</p> <p>実際に事業にかかった金額が契約金額を下回った場合についてですが、ご認識のとおり、「実際に要した金額」のみがお支払いの対象（精算払）となります。</p> <p>この場合は、委託業者様から県に対して変更の協議を行っていただき、「業務委託契約の一部を変更する契約書」を締結した上で、精算払の手続きを進めることとなりますので、委託事業実績報告書より以前に、県に協議するようお願いいたします。</p>	5月21日